

第32回 総合特別区域評価・調査検討会

日時：平成27年3月23日(月)15:00～

場所：永田町合同庁舎7階特別会議室

○ 議事次第

- 1 開会
- 2 評価指標・数値目標の見直しについて
- 3 評価方法の見直しについて（パブコメ結果）
- 4 現地調査の実施状況について（未報告分）
- 5 総合特別区域評価・調査検討会開催要綱及び総合特別区域評価・調査検討会等における専門家による評価実施要綱の一部改正について
- 6 その他

○ 資料一覧

- | | |
|-------|--|
| 資料1 | 評価指標・数値目標の見直し（分野別まとめ）【非公表】 |
| 資料2-1 | 評価方法の見直しに係る意見及び回答（案） |
| 資料2-2 | 評価基準の改定案 |
| 資料2-3 | 評価結果公表イメージの改定案 |
| 資料3 | 現地調査報告（未報告分）【非公表】 |
| 資料4-1 | 総合特別区域評価・調査検討会開催要綱の一部改正（案） |
| 資料4-2 | 総合特別区域評価・調査検討会開催要綱の一部改正（案）新旧対照表 |
| 資料4-3 | 総合特別区域評価・調査検討会等における専門家による評価実施要綱の一部改正（案） |
| 資料4-4 | 総合特別区域評価・調査検討会等における専門家による評価実施要綱の一部改正（案）新旧対照表 |

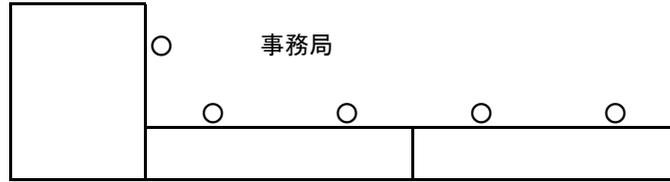
平成27年3月23日(月)

15:00~17:00

永田町合同庁舎7階特別会議室

(出入口)

(出入口締切)



荒木 智彦
地方創生
推進室
参事官
補佐

富田 育稔
地方創生
推進室
参事官

内田 要
地方創生
推進室
長

富屋 誠一郎
地方創生
推進室
代理

麦島 健志
地方創生
推進室
長

大阪大学大学院工業研究科
環境・エネルギー工学専攻教授
下田 吉之 様



神戸大学大学院教授
竹林 幹雄 様

株式会社紡代表取締役
玉冲 仁美 様

アジア成長研究所長
大阪大学招聘教授
八田 達夫 様

(地独)神奈川県立病院機構理事長
土屋 了介 様

NPO法人ETIC 代表理事
宮城 治男 様

(一財)建築環境・省エネルギー機構
村上 周三 様

評価方法の見直しに係る意見及び回答（案）


 パブリックコメント：意見募集終了案件詳細

※これらの案件については、すでに意見募集は終了していますので、意見・情報の提出できません。

地方分権改革等 / 地域活性化

■「総合特別区域の事後評価基準」及び「総合特別区域評価・調査検討会における評価結果(様式)」の改正案に関する意見募集について

案件番号	095150150				
定めようとする命令等の題名	・総合特別区域の事後評価基準 ・総合特別区域評価・調査検討会における評価結果(様式)				
根拠法令項	総合特別区域法				
行政手続法に基づく手続であるか否か	任意の意見募集				
問合せ先 (所管府省・部局名等)	内閣府地方創生推進室 TEL:03-5510-2466(直通)				
案の公示日	2015年02月07日	意見・情報受付開始日	2015年02月07日	意見・情報受付締切日	2015年03月08日
意見提出が30日未満の場合その理由					

関連情報

意見公募要領(提出先を含む)、命令等の案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意見公募要領  ・ 意見提出様式  ・ 【新・旧】総合特別区域の事後評価基準  ・ 【新・旧】総合特別区域評価・調査検討会における評価結果(様式) 
関連資料、その他	
資料の入手方法	内閣府地方創生推進室にて配布及び閲覧に供する。
備考	

「総合特別区域の事後評価基準」及び「総合特別区域評価・調査検討会における評価結果(様式)」の改正案に関する意見募集の結果と対応

No.	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
1	総合特別区域評価・調査検討会における評価結果(様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・該当箇所 評価結果(様式)の新旧対照表P. 2 「II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価」 ・意見内容 計算方法(評価の重み付け)を変更する必要があるのか。変更するのであればその理由を説明すべきではないか。 ・理由 これまでの計算方法では、i)-(1)とi)-(2)の平均値としてi)を算出したうえで、i)とii)の平均値を算出し、これをIIの評価点としている。 一方、改正案では、i)-(1)をi)、i)-(2)をii)に、ii)をiii)にそれぞれ置き換えたとうえで、i)、ii)及びiii)の平均値をIIの評価点としている。 これにより、「規制の特例措置を活用した事業等の評価」、「財政・税制・金融支援の活用実績の評価」及び「地域独自の取組の状況の評価」の評価の重み付けが変更されているが、その変更理由が不明であるため。 <p>注意) 丸囲みの数字は(1)のように書き換えています</p>	従来の評価方法は、「規制の特例措置」及び「財政・税制・金融支援」による効果と、「地域独自の取組」による効果の評価ウェイトを同等と捉えていたが、第3者で構成する評価・調査検討会におけるこれまでの議論を踏まえると、特区においては、規制の特例措置や財政支援など特区の有利性を発揮する措置に対する取組をより評価すべきと考え、そのウェイトを引き上げることとしたものです。
2	総合特別区域評価・調査検討会における評価結果(様式)	<p>i)で「$(5 \times 1 + 4 \times 2 + 3 \times 1 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 4 = 3.8$」とあるのは、「$(5 \times 1 + 4 \times 1 + 3 \times 2 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 4 = 3.8$」の誤りではないか。</p>	御指摘のとおり誤りであるため、修正します。

【新・旧】総合特別区域の事後評価基準(案)

新	旧
<p style="text-align: center;">総合特別区域の事後評価基準</p> <p>1. 事後評価の方法</p> <p>総合特別区域（以下「総合特区」という。）の事後評価については、基本方針に基づき地方公共団体においてとりまとめた評価書について、総合特別区域の専門家評価に係る委員（以下「専門家委員」という。）が下記の基準に沿って評価を行う。</p> <p>2. 専門家評価</p> <p>(1) 目標に向けた取組の進捗に関する評価</p> <p>i) 取組の進捗について</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価書においては、地方公共団体は可能な限り、①数値目標に係る定量的数値の進捗度を測ることとし、これが困難な場合、②代替指標の進捗度測定、これも困難な場合、③定性的評価を行う。なお、国際戦略総合特区は、①又は②で対応することを基本とする。 <p>①定量的数値の進捗度</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>数値目標に係る定量的数値の進捗度は、各年度の目標に対する実績値の割合等から自動的に判定する（5～1の5段階(※)）。</u>このため、専門家委員が再度評価をするものではない。 	<p style="text-align: center;">総合特別区域の事後評価基準</p> <p>1. 事後評価の方法</p> <p>総合特別区域（以下「総合特区」という。）の事後評価については、基本方針に基づき地方公共団体においてとりまとめた評価書について、総合特別区域の専門家評価に係る委員（以下「専門家委員」という。）が下記の基準に沿って評価を行う。</p> <p>2. 専門家評価</p> <p>(1) 目標に向けた取組の進捗に関する評価</p> <p>i) 取組の進捗について</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価書においては、地方公共団体は可能な限り、①数値目標に係る定量的数値の進捗度を測ることとし、これが困難な場合、②代替指標の進捗度測定、これも困難な場合、③定性的評価を行う。なお、国際戦略総合特区は、①又は②で対応することを基本とする。 <p>①毎年度の数値目標及びその実績値</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>それぞれの総合特区において5年程度後の目標を設定しているが、新たに設定する各年度の目標に対する実績値の割合から自動的に進捗度を判定する（A～Eの5段階(※1)）。</u>このため、専門家委員が再度評価をするものではない。

新

旧

※：進捗度の判定基準

進捗度	目標値に対する実績値の割合等
<u>5</u>	100%以上
<u>4</u>	80%以上 100%未満
<u>3</u>	60%以上 80%未満
<u>2</u>	40%以上 60%未満
<u>1</u>	40%未満

- ・ 評価指標が複数ある場合、評価指標ごとに判定をした上で、総合的な判定を評価指標数による平均値（四捨五入）により行う。なお、複数ある評価指標のうち、一部については数値実績を、一部については代替指標を用いる場合も考えられる。

注) 数値に係る「留保条件」が付されている場合はその達成状況についても記載

②代替指標による進捗度の測定

- ・ 計画初期から中期に具体的な数字を設定できない場合等には、総合特区で目指す目標値に資するような代替指標（代替の数値目標）の設定を可能とする（例：研究開発を行い生産高の向上を目指すような目標の場

※1：進捗度の判定基準

進捗度	目標値に対する実績値の割合	評価
<u>A</u>	100%以上	計画以上に取組が進捗している
<u>B</u>	80%以上 100%未満	おおむね計画通り取組が進捗している
<u>C</u>	60%以上 80%未満	取組にやや遅れがみられる
<u>D</u>	40%以上 60%未満	取組の進捗に遅れがある
<u>E</u>	40%未満	取組の進捗に大きな遅れがある

- ・ 評価指標が複数ある場合、評価指標ごとに判定をした上で、総合的な判定を評価指標数による平均値（四捨五入）にて行う。なお、複数ある評価指標のうち、一部については数値実績を把握可能、一部については代替指標を用いる場合も考えられる。
- ・ また、計画作成時に立てた総合特区の最終目標（原則として指定申請時と同一）及び各年度の目標は、変更を行わないことを基本とする。

注) 数値に係る「留保条件」が付されている場合はその達成状況についても記載

②代替指標による進捗度測定

- ・ 計画初期から中期には具体的な数字を設定できない場合等には、総合特区で目指す目標値に資するような代替指標（代替の数値目標）の設定を可能とする（例：研究開発を行い生産高の向上を目指すような目標の

新	旧
<p>合、代替指標として、特許数、論文数等)。この場合、専門家委員は、<u>設定された代替指標の妥当性について、「ii) 取組の方向性に対する評価」の項における評価の際に考慮する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 代替指標による各年度の目標値に対する実績値の割合等から自動的に進捗度を判定する（上記①に同じ）。 <p>③定性的評価に対する専門家の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 数値の集計が困難な場合には、<u>評価対象年度に行った事業等の取組について、地方公共団体は定性的に記述するものとする。この場合、専門家委員は、この記述内容について、「ii) 取組の方向性に対する評価」の項における評価の際に考慮する。</u> 	<p>場合、代替指標として、特許数、論文数等)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 代替指標による各年度の目標値に対する実績値の割合から自動的に進捗度を判定（A～Eの5段階（※1）。上記①に同じ） <u>認定計画書に記載した評価指標について、計画期間の途中段階では使用できない理由を記載するとともに、設定した代替指標が目標達成に寄与するものとなっているか等、専門家委員が評価する。（目標設定の考え方等が優れている（+1）、妥当である（±0）、改善の余地がある（-1））。</u> <p>③認定計画書に記載した目標に対する取組の定性的評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 数値の集計が困難な場合には、<u>目標の達成に向けた取組の状況について、評価対象年度に行った事業等の取組について地方公共団体が定性的に振り返った記述に対し、専門家委員が下記の基準により点数付けを行う。</u> <p><u><判定基準></u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>A:計画以上に取組が進捗していると認められる</u> <u>B:おおむね計画通り取組が進捗していると認められる</u> <u>C:取組にやや遅れが認められる</u> <u>D:取組の進捗に遅れがあると認められる</u> <u>E:取組の進捗に大きな遅れがあると認められる</u> <ul style="list-style-type: none"> <u>指定前の状況である前年度の数値は、「参考」として用いることとする。（②の代替指標の場合も同じ。）</u> <p>○目標設定の考え方や数値の根拠等</p>

新	旧
<p>ii) <u>取組の方向性に対する評価</u></p> <p>目標に対する取組（規制の特例措置を活用するものを含む。）の進捗状況を踏まえた課題の把握や<u>分析</u>、これらを踏まえた取組の方向性（改善策等）<u>並びに代替指標が設定されている場合の当該指標の妥当性及び定性的評価における記述が</u>、<u>適当</u>であるか否かについて、専門家委員が5段階で評価する。</p> <p><判定基準></p> <p><u>5：著しく優れている</u></p> <p><u>4：十分に優れている</u></p> <p><u>3：適当である</u></p> <p><u>2：適当であると認めるには不十分である</u></p>	<p>a) ・<u>目標設定の考え方及び数値の根拠（認定計画書に記載した目標に対する実績評価及び代替指標に基づく実績評価の場合）</u></p> <p>・<u>目標設定の考え方及び計画の進行管理の方法（定性的評価の場合）</u></p> <p>b) <u>各事業の連携による効果（共通記載事項）</u></p> <p><u>進捗度を算出するに当たっての前提となる、①各年度の目標設定の考え方、②数値の根拠又は計画の進行管理の方法、③各事業の連携による効果につき、専門家委員が妥当性を評価する。（目標設定の考え方等が優れている（+1）、妥当である（±0）、改善の余地がある（-1））。加点又は減点を行う場合は専門家委員が要点をコメントする。</u></p> <p><u>なお、この場合、進捗度が外部要因による数値への大幅な影響等があること等を地方公共団体が記載している場合は、これについても加えて評価する。</u></p> <p>ii) <u>今後の取組の方向性</u></p> <p>目標に対する取組（規制の特例措置を活用するものを含む。）の進捗状況を踏まえた課題の把握やこれらを踏まえた次年度以降の取組の方向性（改善策等）が、<u>適正</u>であるか否かについて、専門家委員が5段階で評価する。</p> <p><判定基準></p> <p><u>A：取組の進捗に係る課題の把握（要因分析）及び翌年度以降の取組の方向性が極めて適正であると認められる</u></p> <p><u>B：取組の進捗に係る課題の把握（要因分析）及び翌年度以降の取組の方向性が十分に適正であると認められる</u></p>

新	旧
<p><u>1: 適当であるとは認められない</u></p> <p>(2) 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価</p> <p>①規制の特例措置を活用した事業等に関する評価（状況及び直接効果（可能な限り数値を算出したもの）について地方公共団体が評価したものに規制所管府省が特例の効果の確認等を行ったもの）、②財政・税制・金融支援の活用実績（政策課題に応じた区分別）、③地域独自の取組の状況（地域における税制・財政・金融上の支援措置、規制緩和・強化等（可能であれば数値を算出）、体制の強化、関連する民間の取組等）について、規制の特例措置を活用した事業等が推進できているか、財政等の支援措置を十分に活用又は執行できているか、という観点から専門家委員が5段階で評価する。</p> <p><判定基準></p> <p><u>5: 著しく優れている</u></p> <p><u>4: 十分に優れている</u></p> <p><u>3: 適当である</u></p> <p><u>2: 適当であると認めるには不十分である</u></p> <p><u>1: 適当であるとは認められない</u></p>	<p><u>C: 取組の進捗に係る課題の把握（要因分析）及び翌年度以降の取組の方向性が適正であると認められる</u></p> <p><u>D: 取組の進捗に係る課題の把握（要因分析）及び翌年度以降の取組の方向性が適正であると認めるには不十分である</u></p> <p><u>E: 取組の進捗に係る課題の把握（要因分析）及び翌年度以降の取組の方向性が適正であるとは認められない</u></p> <p>(2) 支援措置の活用と地域独自の取組の状況</p> <p>①規制の特例措置を活用した事業等の評価（状況及び直接効果（可能な限り数値を算出したもの）について地方公共団体が評価したものに規制所管府省が特例の効果の確認等を行ったもの）、②財政・税制・金融支援の活用実績（政策課題に応じた区分別）、③地域独自の取組の状況（地域における税制・財政・金融上の支援措置、規制緩和・強化等（可能であれば数値を算出）、体制の強化、関連する民間の取組等）について、規制の特例措置を活用した事業等が推進できているか、財政等の支援措置を十分に活用又は執行できているか、という観点から専門家委員が5段階で評価する。</p> <p><判定基準></p> <p><u>A: 規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置（以下「規制の特例措置等」という。）の活用や地域独自の取組が極めて十分に行われていると認められる</u></p> <p><u>B: 規制の特例措置等の活用や地域独自の取組が十分に行われていると認められる</u></p> <p><u>C: 規制の特例措置等の活用や地域独自の取組が行われていると認められる</u></p>

新	旧
<p>(3) 総合評価</p> <p><u>地方公共団体が取りまとめた評価書のうち総合評価に関する記述の内容はもとより、上記(1)及び(2)を含む評価項目全般について相互の連携や効果を考慮しつつ、地方公共団体の取組が国際競争力の強化又は地域の活性化に資するものとなっているかについて、専門家委員が要因分析や今後の取組への助言を含めたコメントを行うとともに、5段階で評価する。</u></p> <p><u>また、地方公共団体が取りまとめた評価書に、現地調査の指摘事項に対する記述や「別添(参考)認定計画書に記載した数値目標に対する実績」の添付がある場合は、これを考慮する。</u></p> <p><判定基準></p> <p><u>5: 著しく優れている</u></p> <p><u>4: 十分に優れている</u></p> <p><u>3: 適当である</u></p> <p><u>2: 適当であると認めるには不十分である</u></p>	<p><u>D: 規制の特例措置等の活用や地域独自の取組が行われていると認めるには不十分である</u></p> <p><u>E: 規制の特例措置等の活用や地域独自の取組が行われているとは認められない</u></p> <p>(3) 総合評価</p> <p><u>地方公共団体の取組が国際競争力の強化又は地域の活性化に資するものとなっているか、評価項目全般について要因分析や今後の取組への助言を含めた定性的なコメント及び5段階で、専門家委員が評価。</u></p> <p><u>総合評価に当たっては、(1)の目標に向けた取組の進捗に関する評価(A~E)と(2)の規制の特例措置等の活用等に係る評価(A~E)の平均値に、③現地調査時の指摘事項に対する対応状況(評点なし)及び④地方公共団体による総合評価(評点なし)を加味して総合評価の評価点を算出する。</u></p> <p><u>なお、地方公共団体が取りまとめた「別添(参考)認定計画書に記載した数値目標に対する実績」について、代替指標・定性的な事業進捗との比較分析に係る評価を行うこととし、これも加味して総合評価する。</u></p> <p><u>(例: 現地調査の指摘事項に対する対応等が優れていると認められる場合は1段階上げ、対応等が不十分と認められる場合は総合評価を1段階下げることとする。)</u></p> <p><判定基準></p> <p><u>A: 全体的な取組の進捗、内容及び今後の方向性が著しく優れていると認められる</u></p> <p><u>B: 全体的な取組の進捗、内容及び今後の方向性が十分に優れていると認められる</u></p>

新	旧
<p><u>1: 適当であるとは認められない</u></p> <p>(4) 評価結果</p> <p><u>(1) から (3) の評価の点数を平均した結果、4.5 以上を A、3.5 以上 4.5 未満を B、2.5 以上 3.5 未満を C、1.5 以上 2.5 未満を D、1.5 未満を E と表記し、その評価の判定は次のとおりとする。</u></p> <p><u>A: 全体的な取組みの進捗、内容及び方向性が著しく優れている。</u></p> <p><u>B: 全体的な取組みの進捗、内容及び方向性が十分に優れている。</u></p> <p><u>C: 全体的な取組みの進捗、内容及び方向性が適当である。</u></p> <p><u>D: 全体的な取組みの進捗、内容及び方向性が適当であると認めるのは不十分である。</u></p> <p><u>E: 全体的な取組みの進捗、内容及び方向性が適当であると認められない。</u></p>	<p><u>C: 全体的な取組の進捗、内容及び今後の方向性が適当であると認められる</u></p> <p><u>D: 全体的な取組の進捗、内容及び今後の方向性が適当であると認めるには不十分である</u></p> <p><u>E: 全体的な取組の進捗、内容及び今後の方向性が適当であるとは認められない</u></p>

新

Ⅲ 総合評価

(専門家所見(主なもの))

B

- ・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○を期待したい。
- ・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○についての実績が待たれる。
- ・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○において一層の努力が必要。
- ・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○を行うなど適当な取組みであると認められる。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

4.3

評価結果

I、II及びIIIを平均して算出 $(3.9+4.0+4.3)/3=4.1$

B

(注)評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。

- ・評価は5～1(評点)及びA～E(表記)で行う。
- ・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。
- ・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。
- ・専門家による評価の点数を平均した結果(小数点第2位を四捨五入)、4.5以上をA、3.5以上4.5未満をB、2.5以上3.5未満をC、1.5以上2.5未満をD、1.5未満をEと表記し、その評価の判定は次のとおりとする。

- A: 全体的な取組みの進捗、内容及び方向性が著しく優れている。
- B: 全体的な取組みの進捗、内容及び方向性が十分に優れている。
- C: 全体的な取組みの進捗、内容及び方向性が適当である。
- D: 全体的な取組みの進捗、内容及び方向性が適当であると認めるのは不十分である。
- E: 全体的な取組みの進捗、内容及び方向性が適当であると認められない。

旧

Ⅲ 現地調査時の指摘事項及び対応状況

平成25年度は委員による現地調査は行われていない。

Ⅳ 総合評価(I～III) $(3.5+3.5)/2+0.50=4.0$

「I+IIの平均値」に「III及び地方公共団体による総合評価の状況(評価書7)」を加味して算出

(専門家所見(主なもの))

- ・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○を期待したい。
- ・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○を行うなど適当な取組みであると認められる。

B

このため、I及びIIの平均値(3.50)に上記所見を加味(+0.50)し、総合評価結果をB(4.0)とする。

(注) i)-①、i)-②のいずれかに該当がない場合は「—」とし、他の項目の点数を i)の点数とする。

総合特別区域評価・調査検討会開催要綱

平成 23 年 8 月 15 日

平成 24 年 10 月 31 日 一部改正

平成 27 年 月 日 一部改正

(設置)

1. 内閣府において総合特別区域評価・調査検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(任務)

2. 検討会は、総合特別区域等の透明性・公平性・中立性を高めるため、総合特別区域指定申請に係る指定基準の運用方針の検討、総合特別区域推進本部が行う指定案の作成に資する客観的評価及び総合特区計画の認定後の評価等に関する事項について調査・検討を行い総合特別区域担当大臣に助言することを任務とする。

(座長)

3. 座長は構成員が互選し、座長代理は座長が指名する。

(招集)

4. 検討会の会議は、座長が招集する。

(会議の開催)

5. 検討会は、構成員の 3 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、座長は、やむを得ない理由により検討会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を検討会構成員に送付し、その意見を徴することをもって、会議に代えることができる。

(議事の公開)

6. 検討会の会議は公開する。ただし、座長が公開することにより支障があると認める場合には、非公開とすることができる。また、議事要旨を作成し、検討会の会議の終了後速やかに公開する。

(庶務)

7. 検討会の庶務は、内閣府地方創生推進室において処理する。

(雑則)

8. この要綱に定めるもののほか、検討会の議事及び運営に関し必要な事項は、座長が定める。

「総合特別区域評価・調査検討会開催要綱」の一部改正：新旧対照表

改正後	現行
<p>(設置)</p> <p>1. (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>1. (略)</p>
<p>(任務)</p> <p>2. 検討会は、総合特別区域等の透明性・公平性・中立性を高めるため、総合特別区域指定申請に係る指定基準の運用方針の検討、<u>総合特別区域推進本部</u>が行う指定案の作成に資する客観的評価及び総合特区計画の認定後の評価等に関する事項について調査・検討を行い総合特別区域担当大臣に助言することを任務とする。</p>	<p>(任務)</p> <p>2. 検討会は、総合特別区域等の透明性・公平性・中立性を高めるため、総合特別区域指定申請に係る指定基準の運用方針の検討、<u>総合特別区域推進ワーキンググループ</u>が行う指定案の作成に資する客観的評価及び総合特区計画の認定後の評価等に関する事項について調査・検討を行い総合特別区域担当大臣に助言することを任務とする。</p>
<p>(座長)</p> <p>3. (略)</p>	<p>(座長)</p> <p>3. (略)</p>
<p>(招集)</p> <p>4. (略)</p>	<p>(招集)</p> <p>4. (略)</p>
<p>(会議の開催)</p> <p>5. (略)</p>	<p>(会議の開催)</p> <p>5. (略)</p>
<p>(議事の公開)</p> <p>6. (略)</p>	<p>(議事の公開)</p> <p>6. (略)</p>

「総合特別区域評価・調査検討会開催要綱」の一部改正：新旧対照表

<p>(庶務)</p> <p>7. 検討会の庶務は、内閣府<u>地方創生推進室</u>において処理する。</p> <p>(雑則)</p> <p>8. (略)</p>	<p>(庶務)</p> <p>7. 検討会の庶務は、内閣府<u>地域活性化推進室</u>において処理する。</p> <p>(雑則)</p> <p>8. (略)</p>
--	---

総合特別区域評価・調査検討会等における専門家による評価実施要綱

平成 23 年 9 月 30 日

平成 24 年 10 月 31 日 一部改正

平成 27 年 月 日 一部改正

この要綱は、総合特別区域評価・調査検討会により行われる総合特別区域の評価の実施に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 1 条 この要綱において、「総合特区指定申請に係る評価」とは、総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する総合特別区域（以下「総合特別区域」という。）の指定審査に際し、地方公共団体の提出した総合特別区域の指定申請に係る申請書（併せて法第 10 条又は第 33 条に基づく規制の特例措置等の提案が行われている場合は、当該提案書を含む。）について、当該取組の分野において専門的な知見を有する者（以下「専門家委員」という。）の意見を聞いたうえで行う客観的な評価をいう。

2 この要綱において、「総合特区計画の認定後の評価」とは、法第 12 条第 1 項に規定する国際戦略総合特別区域計画及び法第 35 条第 1 項に規定する地域活性化総合特別区域計画について、専門家委員の意見を聞いた上で行う客観的な評価をいう。

(総合特区指定申請に係る評価の対象等)

第 2 条 総合特区指定申請に係る評価は次に定める事項を対象とする。

- 一 法第 8 条第 2 項の指定申請に係る申請書及び法第 10 条第 1 項の提案
- 二 法第 31 条第 2 項の指定申請に係る申請書及び法第 33 条第 1 項の提案

2 前項第 2 号に係る評価は地方公共団体からの申請の内容に応じて適当な分野ごとに実施する。

3 総合特区指定申請に係る評価は次に定める事項について行う。

- 一 法第 8 条第 1 項第 1 号又は第 31 条第 1 項第 1 号に定める指定基準として、法第 7 条第 1 項の総合特別区域基本方針（以下「基本方針」という。）に定める総合特別区域の指定基準のうち次に掲げる事項
 - イ 包括的・戦略的な政策課題の設定と解決策の提示があること
 - ロ 先駆的な取組であり、一定の熟度を有すること
 - ハ 取組の実現を支える地域資源等が存在すること
- 二 法第 8 条第 1 項第 2 号又は第 31 条第 1 項第 2 号の基準

(総合特区指定申請に係る評価結果の取扱い)

第 3 条 総合特区指定申請に係る評価結果は、総合特別区域評価・調査検討会（以下「検討会」という。）及び総合特別区域推進本部（以下「本部」という。）に報告するものとする。

(総合特区計画の認定後の評価の対象等)

第 4 条 総合特区計画の認定後の評価は、基本方針第二の 5 ③に規定する、指定地方公共団体が取りまとめた評価書を対象とする。

2 総合特区計画の認定後の評価は、第 2 条第 1 項第 2 号の指定申請に係るものは、同条第 2 項において規定する分野ごとに実施する。

(総合特区計画の認定後の評価結果の取扱い)

第 5 条 総合特区計画の認定後の評価結果は、検討会及び[本部](#)に報告するものとする。

第 6 条 基本方針第二の 5 ②に規定する評価時期において対象とならない総合特区については、指定から 1 年を経過した時点の年度末までに、当該区域における取組状況に係る評価を総合特区計画の認定後の評価に準じて行うものとする。この場合において、前 2 条の規定を準用する。

(総合特別区域評価・調査検討会委員による評価等)

第 7 条 総合特別区域評価・調査検討会委員（以下「検討会委員」という。）は、当該検討会において行われる総合特別区域指定申請に係る指定基準の運用方針の検討、[本部](#)が行う指定案の作成に資する客観的評価及び総合特区計画の認定後の評価等に資するため、分野横断的に専門的な知見から必要な意見を述べるものとする。

(専門家委員及び検討会委員の数等)

第 8 条 専門家委員は 35 人以内とする。

- 2 検討会委員は 15 人以内とする。
- 3 専門家委員と検討会委員は兼務することができる。

(専門家委員等の委嘱期間)

第 9 条 専門家委員及び検討会委員の委嘱期間は 2 年以内とし、再委嘱を妨げない。

- 2 専門家委員及び検討会委員に欠員が生じた場合は、補充することができる。ただし、その委嘱期間は前任者の残期間とする。

(守秘義務)

第 10 条 専門家委員及び検討会委員は、正当な事由がある場合を除き、評価の経過、評価内容について、これを漏らしてはならない。専門家委員及び検討会委員の職を退いた後も、同様とする。

(中立性)

第 11 条 総合特区制度の運用の透明性・公平性・中立性を高めるため、専門家委員及び検討会委員は、指定申請された総合特別区域及び指定後の総合特別区域と密接な関係を有する場合は、当該区域に関する評価に関与しないこととする。

(庶務)

第 12 条 専門家評価に関する庶務は、内閣府[地方創生推進室](#)において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、専門家評価の実施に関し必要な事項は、内閣府地方創生推進室が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 月 日から施行する。

「総合特別区域評価・調査検討会等における専門家による評価実施要綱」の一部改正：新旧対照表

改正後	現行
(目的)	(目的)
第1条 (略)	第1条 (略)
(評価の対象等)	(評価の対象等)
第2条 (略)	第2条 (略)
(評価結果の取扱い)	(評価結果の取扱い)
<p>第3条 総合特区指定申請に係る評価結果は、総合特別区域評価・調査検討会（以下「検討会」という。）及び総合特別区域推進本部 <u>（以下「本部」という。）</u> に報告するものとする。</p>	<p>第3条 総合特区指定申請に係る評価結果は、総合特別区域評価・調査検討会（以下「検討会」という。）、<u>総合特別区域推進ワーキンググループ（以下「推進WG」という。）</u> 及び総合特別区域推進本部に報告するものとする。</p>
(総合特区計画の認定後の評価の対象等)	(総合特区計画の認定後の評価の対象等)
第4条 (略)	第4条 (略)
(総合特区計画の認定後の評価結果の取扱い)	(総合特区計画の認定後の評価結果の取扱い)
<p>第5条 総合特区計画の認定後の評価結果は、検討会及び<u>本部</u>に報告するものとする。</p>	<p>第5条 総合特区計画の認定後の評価結果は、検討会及び<u>推進WG</u>に報告するものとする。</p>
第6条 (略)	第6条 (略)

「総合特別区域評価・調査検討会等における専門家による評価実施要綱」の一部改正：新旧対照表

<p>(総合特別区域評価・調査検討会委員による評価等)</p> <p>第7条 総合特別区域評価・調査検討会委員（以下「検討会委員」という。）は、当該検討会において行われる総合特別区域指定申請に係る指定基準の運用方針の検討、本部が行う指定案の作成に資する客観的評価及び総合特区計画の認定後の評価等に資するため、分野横断的に専門的な知見から必要な意見を述べるものとする。</p> <p>(専門家委員及び検討会委員の数等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(専門家委員等の委嘱期間)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(守秘義務)</p> <p>第10条 専門家委員及び検討会委員は、正当な事由がある場合を除き、評価の経過、評価内容について、これを漏らしてはならない。専門家委員及び検討会委員の職を退いた後も、同様とする。</p> <p>【削除】</p> <p>(中立性)</p> <p>第11条 (略)</p>	<p>(総合特別区域評価・調査検討会委員による評価等)</p> <p>第7条 総合特別区域評価・調査検討会委員（以下「検討会委員」という。）は、当該検討会において行われる総合特別区域指定申請に係る指定基準の運用方針の検討、推進WGが行う指定案の作成に資する客観的評価及び総合特区計画の認定後の評価等に資するため、分野横断的に専門的な知見から必要な意見を述べるものとする。</p> <p>(専門家委員及び検討会委員の数等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(専門家委員等の委嘱期間)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(守秘義務)</p> <p>第10条 専門家委員及び検討会委員は、正当な事由がある場合を除き、評価の経過、評価内容について、これを漏らしてはならない。専門家委員及び検討会委員の職を退いた後も、同様とする。</p> <p><u>2 専門家委員は、正当な事由がある場合を除き、委嘱期間中は委嘱を受けたことを漏らしてはならない。</u></p> <p>(中立性)</p> <p>第11条 (略)</p>
--	---

「総合特別区域評価・調査検討会等における専門家による評価実施要綱」の一部改正：新旧対照表

<p>(庶務)</p> <p>第12条 専門家評価に関する庶務は、内閣府<u>地方創生推進室</u>において処理する。</p> <p>(その他)</p> <p>第13条 この要綱に定めるもののほか、専門家評価の実施に関し必要な事項は、内閣府<u>地方創生推進室</u>が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成23年9月30日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成24年10月31日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、平成27年 月 日から施行する。</u></p>	<p>(庶務)</p> <p>第12条 専門家評価に関する庶務は、内閣府<u>地域活性化推進室</u>において処理する。</p> <p>(その他)</p> <p>第13条 この要綱に定めるもののほか、専門家評価の実施に関し必要な事項は、内閣府<u>地域活性化推進室</u>が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成23年9月30日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成24年10月31日から施行する。</p> <p>【追加】</p>
---	---